

ドイツ「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律」の改訂

渡邊 斉志

2001年6月29日、「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限に係る新規定のための法律」が施行された。^(注1) この法律は、その第1章でそれまで存在していた「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律（基本法第10条関係法-G10）」^(注2)に代わる同名の新法の制定を、第2章で連邦情報局法の改正を、第3章で憲法擁護法をはじめとするその他の法律の改正を、第4章で電気通信監視令の改正を、第5章で新法の施行と旧法の失効を、それぞれ定めている。

以下では、主に第1章の、基本法第10条関係法の制定について紹介する。

1. 基本法第10条関係法の位置付け

基本法第10条関係法の性格を端的に言い表すならば、信書、郵便及び電信電話の秘密の公権力による制限、なかんずく国または地方公共団体によって設置された情報機関の活動を規定したものだということになる。

そして、この法律は、その名称が示しているように、ドイツ連邦共和国基本法(以下、「基本法」という)第10条と密接な関連を有していた。というのも、ドイツにおいては、基本権としての信書、郵便及び電信電話の秘密(以下、「通信の秘密」という)^(注3)は、基本法第10条に明記され、憲法規範としての位置付けを有していたからである。

〔第10条〕^(注4)

- (1) 信書の秘密並びに郵便及び電信電話の秘密は、これを侵してはならない。
- (2) [これに対する] 制限は、法律の根拠に基

づいてのみ、これを命ずることが許される。

その制限が自由で民主的な基本的秩序、又は連邦若しくはラントの存立若しくは安全の保障に役立つときは、法律によって、その制限が制限を受ける者に通知されない旨、及び、裁判上の方法 [= 出訴の途] に代えて議会の選任した機関及び補助機関による事後審査を行なう旨を定めることができる。」

第10条第2項第1文は、1949年の基本法制定当時から存在する条文である。したがって、通信の秘密は絶対不可侵のものではなく、法律に基づいて制限されることが当初から予期されていたと考えられる。同項には、後に通信の秘密の制限を認める要件を具体的に規定した第2文が追加されているが、基本法第10条関係法はそれを受ける形で制定されている。^(注5)

基本法第10条関係法の成立を歴史的に捉えるならば、ドイツが第二次世界大戦の敗戦国としての地位から脱する過程で誕生したものだ^(注6)と理解することが可能である。同法が制定されたのは1968年である。当時、西ドイツには米英仏三か国の軍隊が依然として駐留しており、駐留軍は、「ドイツ連邦共和国と三国との関係に関する条約(ドイツ条約)」^(注7)第5条第2項に基づき、西ドイツ政府が緊急事態に際して有効な対処をなす法的環境を整備するまでの間、駐留軍の安全確保のための措置をとる権利を留保していた。こうした留保を解消するために、西ドイツ政府はいわゆる緊急事態法制と呼ばれる一連の法整備を進めたが、そのひとつとして制定されたのが基本法第10条関係法であった。^(注8)

また、同法は、その機能に着目し、通信傍受

法制という観点から俯瞰することも可能である。この場合、ドイツの制度は、犯罪捜査のための通信傍受と安全保障のための通信傍受に大別され、基本法第10条関係法は特に後者を規定したものと捉えることができよう。^(注9)ただし、後述するように、犯罪捜査と安全保障の境界は近年曖昧になりつつあり、そのことが、2001年の新法制定の間接的な要因であったことは予め指摘しておく必要があろう。

2. 新規立法の背景

冒頭で述べたように、2001年6月に基本法第10条関係法の新法が制定された。この改訂が行われることになった直接の契機は、連邦憲法裁判所が1999年7月14日に下した基本法第10条関係法一部違憲判決に求めることができる。この判決は、^(注10)1994年及び1995年に申し立てられた3件の憲法異議の訴えに対して下されたものである。訴えは、いずれも、1994年の基本法第10条関係法改正により実現された連邦情報局（Bundesnachrichtendienst；BND）^(注11)の通信傍受範囲の拡大は違憲であると主張したものであった。

1994年の法改正

基本法第10条関係法は、自由で民主的な基本的秩序または連邦及び州の存立と安全への差し迫った危険を防止することを目的としていた。そして、ドイツに対する武力攻撃、テロ組織の結成、民主主義的秩序に対する危害等の犯罪が行われるか、または行われたとの疑いを基礎づける事実が存在する場合、連邦及び州の憲法擁護官庁、^(注12)軍事防諜局及び連邦情報局は、郵便物の検閲や通信の傍受等を行うことができると定めていた。同法のこのような性格は、1968年の制定以来数次にわたって行われた改正によっても本質的には変化しなかった。しかし、1994年に行われた改正により、情報機関による通信の

秘密の制限は、新たに、犯罪防止・犯罪対策といった目的をも担うことになった。

1994年の改正とは、1994年10月28日の犯罪対策法によるものである。^(注13)犯罪対策法は、刑法典改正法、刑事訴訟法改正法、外国人法改正法等、17の法律の改正を内容とするもので、基本法第10条関係法改正法もそのひとつである。犯罪対策法は、その名称が示すように、総じて組織犯罪や極右犯罪への対処を目的としたものだと言えるが、基本法第10条関係法の改正に焦点を絞れば、大略、以下のような改正が行われている。^(注14)

まず、通信の秘密の制限のうち、人物を特定して行われる措置（1994年改正法による改正後の基本法第10条関係法（＝旧法）第2条にいう「個々の場合における制限」）について、その対象範囲が拡大された。改正前は、平和に対する反逆の罪や民主主義的法治国家に対する危害の罪等が、計画されたり犯されたりしたと疑うに足る、事実の根拠がある場合に、こうした措置を命じることができるとされていた。これに対し、改正により、何人かが、自由で民主的な基本的秩序や、連邦及び州の存立または安全に対する犯罪を指向している団体の構成員であると疑うに足る、事実の根拠がある場合にも、こうした措置を命じることができるとされた。

また、連邦情報局によって実施される通信の秘密の制限のうち、人物を特定せずに行われるもの（1994年改正法による改正後の基本法第10条関係法（＝旧法）第3条にいう「戦略的制限」）についても、対象範囲が拡大された。改正前は、戦略的制限が認められるのは、ドイツ連邦共和国に対する武力攻撃の危険を適時に察知し、かつ、これに対処するために知見が必要な場合に限られていた。これに対し、改正により、新たに以下の場合にも戦略的制限の実施が認められた。すなわち、ドイツで行われる国際テロ、国際的な武器の拡散、ドイツ国内への麻薬の不法な持ちこみ、外国における通貨偽造、及び資金

洗浄について、その危険を適時に探知し、かつこれに対処するために知見が必要な場合である。

さらに、通信の秘密の制限によって得た個人情報情報の活用に関する制限が緩和された。改正前は、戦略的制限によって得た個人情報については、当該人物が個々の場合における制限の対象となっている場合や、当該人物が一定の犯罪を犯しているとみなすに足る事実が存在する場合を除けば、原則として何者かの不利益になるような利用は許されていなかった。これに対し、改正により、利用が認められる範囲が拡大された。すなわち、こうした個人情報は、何者かが資金洗浄や麻薬の不法な国内持ちこみ等、戦略的制限の要件として新たに認められた犯罪を犯していると疑うに足る事実が存在する場合にも利用できることとされた。そして、こうした情報は、連邦及び州の憲法擁護官庁、軍事防諜局、関税取締局、検察官等に対し、これらの機関の任務遂行に必要な限りにおいて伝達しなければならないことも明記された。

このように、1994年の改正は、情報機関に認める通信の秘密の制限の対象を拡大するとともに、制限措置によって得られた情報の利用促進を図るものであった。これは、情報機関による通信の秘密の制限、なかんずく連邦情報局による戦略的制限の対象を、国家の存立を危うくするものという本来の領域から、資金洗浄、通貨偽造、麻薬の持ちこみといった犯罪の領域へと拡大するものであった。この改正が、情報機関に（部分的ではあるが）犯罪捜査・犯罪訴追の役割を与えるものと言われる所以である。^(註15)

しかし、このような、情報機関の警察化とも呼ぶべき立法は批判を招かずにはおかなかった。例えば、犯罪の防止や訴追に関する立法権限は州に属しているため、この改正は基本法が連邦に認めている立法権の範囲を逸脱するといった批判や、この改正で実現された通信の秘

密への介入の拡大は基本権の侵害であるといった批判である。^(註16)

連邦憲法裁判所による仮命令

そして、1994年の法改正を受ける形で、3件の憲法異議の訴えが相次いで提起された。それぞれの訴えの内容は完全に一致しているわけではないが、連邦情報局による戦略的制限の対象拡大と、獲得した情報の利用に関する規定の違憲性を訴えている点では共通していた。

これに対し、連邦憲法裁判所は1995年7月5日、最初に提起された訴えを受ける形で、基本法第10条関係法中の、獲得した情報の利用に関する規定の適用に厳しい条件を課す仮命令を発した。^(註17) すなわち、連邦情報局が戦略的制限で得た個人情報の利用と所定の官庁への伝達が許されるのは、何者かが戦略的制限実施の要件として定められている犯罪を犯したと疑うに足る“特定の事実 (bestimmte Tatsachen)”が存在する場合に限られるというものである。

この仮命令の要諦は、基本法第10条関係法はこれらの措置の実施にあたっては“事実の根拠 (tatsächliche Anhaltspunkte)”が必要であると定めていたのに対し、“特定の事実”が必要とした点にある。“特定の事実”とは、当該犯罪発生の蓋然性において“事実の根拠”よりも高い事実性を求めるものである。したがって、これは、或る犯罪の引き起こす被害が重大であるほど、それに対処するための措置の発動は容易になされるべきであるし、逆に、或る犯罪の引き起こす被害が些少であるほど、措置の発動に課されるハードルは高いものとなるべきだという、いわゆる比例性の原則に基づくものだと考えられる。^(註18)

敷衍して言えば、1994年の法改正で、連邦情報局による戦略的制限の対象、及びそれによって得た情報の利用範囲が拡大されたが、新たに拡大された部分が、通信の秘密という基本権へ

の介入を正当化するほどに重大な犯罪に関連するものかどうかについて、連邦憲法裁判所は留保を付したということになる。

連邦憲法裁判所による基本法第10条関係法一部違憲判決

連邦憲法裁判所は、1999年7月14日、係属中だった3件の憲法異議の訴えについて判決を下した。判旨は大略以下のとおりである。

- ・基本法第10条が定める通信の秘密の保護は、国家によって行われる情報収集活動のみならず、収集した情報の使用の局面についても適用される。
- ・通信の秘密が保護される空間は、国内に限定されない。基本法第10条の効力は、外国で行われた通信が国内における国家的な把握・評価と結びついている場合にも及ぶ。
- ・基本法第73条第1号は、テレコミュニケーションの把握・利用等を行う権限を連邦に認めている^(注19)。しかし、同号は、立法者に対し、連邦情報局に犯罪の防止や訴追を授権する権限を認めてはいない。
- ・立法者が、電信電話の秘密に介入する権限を連邦情報局に与えているとするならば、基本法第10条は、個人関連データの収集・利用から生じる危険に備えることをも立法者に義務付けていることになる。
- ・基本法第10条関係法第1条及び第3条から生じる連邦情報局の権限（ドイツ連邦共和国にとっての、外国からの特定の重大な危険を早期に探知するため、及び連邦政府にテレコミュニケーションの動向について報告を行うため、通信を監視し、記録し、及び評価する権限）は、原則として基本法第10条に適合する。
- ・連邦情報局が自らの目的のためにテレコミュニケーションの監視で得た個人関連データを

他の官庁に伝達することは、基本法第10条に適合する。ただし、その場合、伝達が情報を受領する官庁の目的に必要であること、データの利用目的変更の要件が遵守されていること、法的なハードルが比例性の原則を満たしていることを前提とする。

このように、連邦憲法裁判所は、基本法第10条関係法の規定は概ね憲法に適合するとの見解を示した。しかし、その一方で、以下の点については、同法は違憲であると判示した。

・外国での通貨偽造を戦略的制限の対象とする規定（第3条第1項第2文第5号）^(注20)

通貨偽造は、場合によってはドイツの通貨価値の安定や経済力を損なうおそれがある。しかし、その危険性は、以前から戦略的制限の対象とされていたドイツに対する武力攻撃と比肩するものではないし、新たに加えられた他の対象（ドイツ国内での国際テロ、武器や麻薬の不法取引、資金洗浄）と比べても、その法益侵害の度合いは低い。それゆえ、この規定は比例性を欠いており、基本法第10条が定める通信の秘密を侵害するものである。

・連邦情報局に、戦略的制限で得たデータを刑事訴追官庁等に伝達することを義務付ける規定（第3条第5項第1文）

伝達すること自体は違憲だとは言えない。しかし、これらの官庁へのデータの伝達は、刑事訴追等の新たな措置につながりうるものである。そのため、伝達が認められるためには、保護法益と、犯罪が行われたことの蓋然性ととの比較衡量が必要である。しかし、伝達の要件として定められている犯罪には、重罪ばかりではなく軽度の犯罪も含まれている。それゆえ、この規定は比例性の原則を十分に満たしているとは言えず、基本法第10条が定める通信の秘密、及

び第5条第1項第2文が定める出版の自由及び報道の自由を侵害するものである。

・連邦情報局からデータを受け取った官庁の義務に関する規定（第3条第7項第1文）

この規定は、受領官庁は伝達されたデータが必要か否かを審査すると定めている。しかし、受領官庁が伝達されたデータに標識を付することを義務付けていない。そのため、伝達されたデータを記憶装置に入力し、他のデータと混在させると、戦略的制限で得たデータかどうかはわからなくなってしまう。これは、戦略的制限で得たデータの目的を限定的に定めた規定（第3条第3項）の実効性を損なうものである。それゆえ、第3条第7項第1文の規定は、基本法第10条が定める通信の秘密を侵害するものである。

・通信の秘密の制限を受けた者への告知義務に関する規定（第3条第8項第2文）

この規定は、制限の目的となった危険が排除された場合、直ちに、通信の秘密の制限を受けた者に告知が行われなければならないと定めるとともに、連邦情報局またはデータ受領官庁が3か月以内にデータを破棄した場合には告知義務は生じないと定めている。確かに、基本法第10条第2項第1文は、通信の秘密は法律によって制限されうると定めている。そして、基本法第10条第2項第2文は、第19条第4項第3文と関連付けられて、通信の秘密を制限する措置が、自由で民主的な基本的秩序の防衛または連邦及び州の存立と安全に資するものである限りにおいて、本人への告知を見合わせることを許容している。そのため、新たに戦略的制限の対象となった危険（国際テロ、武器や麻薬の不法取引等）についても、告知によって、通信の秘密の制限措置の目的が危うくなるような場合（例えば防諜活動等）に限り、本人への非告知は正当

化されうる。ところが、基本法第10条関係法第3条第8項第2文は、非告知の要件として3か月以内の破棄という時間的経過しか定めていない。たとえ多くの場合は不要なデータとして破棄されるとしても、そのことは3か月の間に当該データが利用されなかったということの意味するものではない。破棄までの間に本人に不利な利用が行われることもありうる。それゆえ、この規定は、基本法第10条が定める通信の秘密を侵害し、第19条第4項が定める基本権侵害の法的救済規定に抵触する。

・連邦議会に設置された審査会の活動に関する規定（第9条第2項第3文）

この規定は、連邦議会に設置された審査会による、通信の秘密を制限する措置の審査について定めたものである。しかし「制限措置」という文言が何を意味するのかは曖昧なため、連邦大臣が下す（制限措置実施の）命令のみが審査委員会による審査に服するとの解釈も可能である。実際、データの利用、伝達及び本人への告知については、同委員会による審査が及んでいない。これは、立法時には、データの収集から利用にわたる制限措置全体の審査が想定されていたことから考えれば、十分なものではない。また、審査委員会は、人的な体制を整備することで1994年の改正で大幅に拡大された情報機関の活動に対応し、その結果として、自らの任務を効果的に果たさなければならない。さらに、データが州の官庁に伝達された場合には、州行政の領域においても十分な審査が行われなければならない。それゆえ、この規定は基本法第10条が定める通信の秘密を侵害するものである。

これらは、最後に挙げた連邦議会に設置される審査会についての規定（旧法制定当初から存在）を除けば、いずれも1994年の改正で新たに設けられた規定である。そして、連邦憲法裁判

所は、2001年6月30日までに合憲状態を確立するよう立法者に求めたのである。

3. 新法の制定

連邦憲法裁判所の判決を受けて、連邦政府は法案の作成に着手し、2001年1月26日に連邦参議院に「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限に係る新规定のための法律」^(注22)案を送付した。これは、基本法第10条関係法を改正する法案ではなく、同法を廃止すると同時に新たな法律を制定することを主な内容としていた。このことから推測できるように、基本法第10条関係法と新法との異同箇所は多岐にわたっている。

法案は、2001年3月26日に連邦議会に提出され^(注23)、委員会での審議を経て修正が加えられ^(注24)、5月11日に連邦議会で可決された。採決では、連立与党である社会民主党（SPD）及び緑の党のほか、野党のキリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）も法案に賛成している。その後、連邦参議院に送付された法案は、6月1日に同院の同意を得ている。公布は2001年6月28日、施行は翌29日である。この法律の施行にあわせて旧法は失効している。

本稿冒頭で述べたとおり、「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限に係る新规定のための法律」は、全5章からなる法律である。そのうち、第1章の「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律（基本法第10条関係法-G10）」

（新法）の全体は次のような構成となっている。すなわち、第1節が同法の目的（第1条）と通信役務・テレコミュニケーション役務提供者の義務（第2条）、第2節が個々の場合における制限（第3条～第4条）、第3節が戦略的制限（第5条～第8条）、第4節が通信の秘密を制限する措置の申請・命令・実地といった手続（第9条～第13条）、第5節が連邦議会による統制（第14条～第16条）、第6節が罰則・過料（第17条～第

19条）、そして第7節が通信役務提供者らに対する補償と基本権の制限（第20条～第21条）についての規定である。

同法は、内容的には、1999年の連邦憲法裁判所の判決を反映したものとなっているが、それにとどまらず、幾つかの新たな規定も導入されている。

・戦略的制限の対象としての通貨偽造（第5条）

旧法では、外国で行われた通貨偽造が戦略的制限の対象に含まれていた（旧法第3条第1項第2文第5号）。だが、この規定は、連邦憲法裁判所により、比例性の原則に反するため違憲だとされている。そのため、新法では、外国で行われた通貨偽造のうちユーロ通貨圏における貨幣価値安定に損害を及ぼす場合という、より限定的な文言になっている。

・戦略的制限で得たデータの刑事訴追官庁等への伝達（第7条）

旧法でも、戦略的制限によって得た情報の他官庁への伝達は認められていた（旧法第3条第5項第1文）。だが、この規定は、伝達によって介入を受ける基本権と、伝達によって保護される法益との比較衡量が十分になされていないとして、連邦憲法裁判所によって違憲だとされている。そのため、新法では、伝達が認められるための要件が詳細に規定されている。

・伝達された全データへの標識付与の義務付け（第4条、第6条）

旧法では、データの伝達を受けた官庁は、データに標識を付すことを義務付けられていなかったが（旧法第3条第7項第1文）、この規定は連邦憲法裁判所によって違憲とされている。そのため、新法では、獲得後直ちに消去されないデータには標識を付すことが義務付けられている。

・通信の秘密の制限を受けた者への告知（第12条）

旧法では、獲得後3か月以内にデータが破棄された場合には、本人への報告は行わなくても良いとされていたが（旧法第3条第8項第2文）、この規定は連邦憲法裁判所によって違憲とされている。そのため、新法には、本人への告知を免除するこのような規定は盛り込まれていない。

・基本法10条審査会^(注25)の設置——制限措置の統制の強化（第15条）

基本法10条審査会（G10-Kommission）が設置され、収集、加工及び利用等、通信の秘密を制限する措置の全体の統制にあたりとされた。広範な権限が明記されており、新法に基づく措置の厳密な適用が保障されるとともに、通信を傍受された者の保護の強化が図られている。また、同審査会は、任務遂行のために必要な人的・物的な配置を行う権限を有することも明記されている。

・個別的制限の対象となる犯罪の拡大（第3条）

個別的制限（個々の場合における制限）の対象となる犯罪に、民衆扇動（刑法典第130条）、恐喝的な人身奪取（刑法典第239条）、誘拐（刑法典第239b条）、爆発物使用罪（刑法典第308条第1項及び第3項）等が新たに加えられた。

・外国における身体及び生命を脅かす誘拐の解明措置（第8条）

戦略的制限の一種として、新たに、一定の要件を満たした場合、連邦情報局は外国における誘拐事件等に関する情報収集を行うことができるとされた。但し、この措置の実施には、議会監督員会（Parlamentarisches Kontrollgremium）の委員の3分の2の賛成が必要であり、それが得られない場合、当該措置の実施命

令は2か月後に失効する。

・通信技術の進歩への対応（第5条）

旧法では、戦略的制限を行うことができる物理的対象は、ドイツに対する武力攻撃の危険を探知する場合を除けば、回線で接続されていない電気通信に限定されていた。これに対し、新法では、インターネットに代表されるような、光ケーブルや同軸ケーブルによる伝送の傍受も可能とされた。

このほか、以下では訳出しなかったが、「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限に係る新規定のための法律」第2章の連邦情報局法の改正で、連邦の官庁は、連邦情報局に対し、自らが入手した情報を自発的に提供することができることとされた（連邦情報局法第8条）。これにより、連邦情報局による戦略的制限の実効性が向上することが期待されている。

なお、新法は、2001年6月の公布以降、既に3度にわたり改正されている。以下の訳文はこれらの改正も反映したものである。

（注）

(1) Gesetz zur Neuregelung von Beschränkungen des Brief-, Post- und Fernmeldegeheimnisses BGBl. I 2001 S. 1254.

(2) Gesetz zur Beschränkung des Brief-, Post- und Fernmeldegeheimnisses (Artikel 10-Gesetz- G10) vom 13.8.1968 (BGBl. I 1968 S. 949.) , zuletzt geändert durch Artikel 7 des Gesetzes vom 21.12.2000 (BGBl. I 2000 S. 1956.)

(3) 日本国憲法は第21条第2項で通信の秘密の不可侵を定めているが、そこでいう「通信の秘密」には、信書の秘密や郵便の秘密も包摂されているとの解釈が一般的である。これに対しドイツ憲法（基本法）では、信書の秘密、郵便および電信電話の秘密が列記されている。したがって、厳密さを求めるならば、これら

- 三者を「通信の秘密」という語で表現することは適切とは言い難い。しかし、三者を繰り返し列記することは些か煩雑であると思われる。そこで、本稿ではこの問題には踏み込まず、これらを一括して表現する場合には「通信の秘密」との表現を用いることとする。
- (4) 本稿における基本法の訳文はすべて下記の文献による。
樋口陽一ほか編『解説世界憲法集第4版』三省堂 2001.
- (5) BGBl. I 1968 S. 709.
なお、この改正に対しては、基本法が認めている改正の範囲を超えており違憲であるとする憲法異議の訴えが提起されたが、連邦憲法裁判所によって合憲判決が下されている。この判決については以下の文献を参照。
西浦公「通信の秘密とその制限——盗聴判決」『ドイツの憲法判例』信山社 1996. pp.212-216.
- (6) BGBl. I 1968 S. 949.
- (7) 同条約の調印は1952年5月26日である。なお、同条約は、1954年10月23日調印、1955年5月5日発効の「西ドイツの占領終了に関するパリ協定」(BGBl. 1955 II S. 305.) 第1附表によって修正されており、第5条第2項もこの修正で代入されたものである。
- (8) 緊急事態法に関する文献は多数存在する。例えば、比較的最近公にされたものとしては以下のものを参照。
松浦一夫「ドイツの緊急事態法制」『防衛法研究』24号 2000. p.49-95.
水島朝穂『現代軍事法制の研究』日本評論社 1995.
なお、上述した基本法第10条第2項第2文の追加は、1968年6月の第17次基本法改正で行われたものであるが、これも緊急事態法制の一環とされる。
- (9) 公共政策調査会『主要国における通信傍受法制』1996. p.64.
- (10) BverfG, Urteil des Ersten Senats vom 14.7.1999-1 BvR 2226/44,1 BvR 2420/95,1 BvR 2437/95
この判決を紹介したものとしては以下の文献を参

- 照。
米丸恒治「通信傍受の現状と憲法裁判所盗聴判決の波紋」『行財政研究』43号 2000.6 pp.26-29.
DVBL 1999. S.1377.
- (11) 連邦情報局とは、ドイツの外交政策や安全保障政策に意味のある外国情報の収集・分析を主たる任務とする情報機関で、1990年に制定された連邦情報局法を根拠としている。しかし、その沿革は第二次世界大戦終結後間もない1947年にまで遡ることができる。
- (12) 「連邦国家の憲法的秩序を守るための法規・制度・措置を総称して、憲法擁護という」(田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』郁文堂 1990.)
連邦における憲法擁護官庁は、基本法第87条第1項に基づいて設置される憲法擁護庁であるが、このほか、州にも連邦擁護庁が存在している。
- (13) 正式名称は「刑法典、刑事訴訟法及びその他の法律の改正のための法律」(Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuches, der Strafprozeßordnung und anderer Gesetze (Verbrechenbekämpfungsgesetz)) (BGBl. I 1994 S. 3186.)
- (14) 犯罪対策法について論じた文献は多数存在するが、ここでは、基本法第10条関係法に言及したものとして特に以下のものを参照。
川出敏裕「ドイツ犯罪対策法(上)」『ジュリスト』1077号 1995.10.15. pp.103-110.
宮澤浩一「ドイツの新犯罪防止法(その1)」『時の法令』1488号 1994.12.30. pp.54-60.
- (15) 川出前掲論文は、「(前略)今回の改正により、連邦情報局は、実質的に、一定限度で、刑事訴追機関としての任務をも担うことになったといわざるをえないように思われる。」としている (p.108.)。
- (16) 1994年の改正の問題点をまとめたものとしては以下の文献を参照。
Arndt, Claus. Grundrechtsschutz bei der Fernmeldeüberwachung. *DÖV* 1996 S. 459-463.
Riegl, Reinhard. Der Quantensprung des Gesetzes zu Art. 10 GG (G10). *ZRP* 1995 S. 176-180.

- (17) BVerfGE Beschluß. v.5.7.1995-BvR 2226/94
*NJW*1996 S.114-116.
Gröpl, Christoph. Vorläufige Einschränkung der Verwertungs- und Übermittlungsbefugnisse des Bundesnachrichtendienstes bei der strategischen Fernmeldeüberwachung. *NJW* 1996 S.100-102.
- (18) König, Josef. Fernmeldetüberwachung durch den BND. *Kriminalistik*. 1996. S.508-510.
- (19) 基本法第73条第1号は、連邦が専属的立法権を有する事項の一として「外交事務、および、民間人の保護を含む防衛」を定めている。
- (20) 以下で掲げた条項は、いずれも基本法第10条関係法（旧法）のものである。
- (21) 基本法第19条第4項は以下のように定めている。
「何人も、公権力によって自己の権利を侵害されたときは、出訴の途が開かれている。他の[機関の]管轄が認められていない限度において、通常裁判所への出訴の途が与えられている。第10条第2項第2文は [これによって] 影響を受けない。」
なお、基本法第10条第2項は本稿冒頭に訳文を掲げたとおりである。
- (22) BR Drucksache 54/01
- (23) BT Drucksache 14/5655
- (24) BT Drucksache 14/5981
- (25) 基本法10条審査会とは、基本法第10条関係法に基づく通信傍受活動を統制することを目的とした、連邦議会に置かれる委員会のことである。

参考文献

注に掲げたもののほか、以下の文献を参考にした。

- ・長野實「信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律（基本法第10条附属法律）」（旧法の邦訳あり）『外国の立法』40号 1969.3 pp.775-781.
- ・生天目忠夫「信書、郵便及び電信電話の秘密制限のための法律案、基本法（第10条）を改正する法律案」『外国の立法』18号 1965.7 pp.21-25.
- ・Haedige, Karl-Ludwig. *Das neue Nachrichtendienstrecht für die Bundesrepublik Deutschland*. 1998.
- ・Riegel, Reinhard. *Gesetz zur Beschränkung des Brief-, Post- und Fernmeldegeheimnisses (G10)*. C. H. BECK. 1997.
- ・Schafranek, Frank P. Die strategische Aufklärung durch den BND nach dem neuen G10. *DÖV* 2002 S.846-851.
- ・Wollweber, Harald. *Die G10-Novelle : Ungeahnte Folgen eines Richterspruchs*. *ZRP* 2001 S.213-216.

（わたなべ ただし・海外立法情報課）

信書、郵便及び電信電話の秘密の制限のための法律 (基本法第10条に関する法律-G10)

2001年6月26日(連邦法律公報第I部1254頁)

2002年8月8日最終改正(連邦法律公報第I部3390頁)

Gesetz zur Beschränkung des Brief-, Post- und Fernmeldegeheimnisses
(Artikel 10-Gesetz-G10)

Vom 26. Juni 2001 (BGBl. I S.1254)

zuletzt geändert durch Vierunddreißigstes Strafrechtsänderungsgesetz-§ 129b StGB
(34. StrÄndG) Vom 22. August 2002 (BGBl. I 3390)

渡邊 斉志訳

第1節 総則

第1条 法律の対象

(1) 連邦及び州の憲法擁護官庁、軍事防諜局並びに連邦情報局は、以下各号の目的のため、テレコミュニケーションを傍受し、及び記録し、第1号の場合においては、信書又は郵便の秘密で保護される郵送物を開封し、かつ検閲する権限を有する。

1. 連邦若しくは州の、自由で民主的な基本秩序、又はドイツ連邦共和国に駐留するドイツ以外の北大西洋条約締約国の軍隊の安全を含む、存立若しくは安全への差し迫った危険の防禦のため

2. 連邦情報局法第1条第2項による任務の範囲内で、連邦情報局は、第5条第1項第3文第2号から第6号まで及び第8条第1項第1文で定められた目的のため

(2) 第1項による措置は、連邦官庁によって実施される限りにおいて、議会監督委員会及び特別の審査会(基本法10条審査会)の統制の下に置かれる。

第2条 郵便役務及びテレコミュニケーション役務の提供者の義務

(1) 業として郵便役務を提供する者、又はこの

ような役務の提供に協力する者は、権限を有する官署に対し、命令に基づき、郵便物の往来(Postverkehr)の詳細に関する情報を提供し、かつ、引受け、転送又は配達のために自らに委託された郵送物を引き渡さなければならない。第1文により義務を負う者は、権限を有する官署の求めに応じて、命令の準備のために必要な、郵便私書箱に関する情報を提供しなければならないが、そのために別の命令は必要としない。業としてテレコミュニケーション役務を提供する者、又はこのような役務の提供に協力する者は、権限を有する官署に対し、命令に基づき、命令が効力を発した後に実施されるテレコミュニケーションの詳細に関する情報を提供しなければならない。第3文により義務を負う者が、傍受措置に技術的及び組織的に備えなければならないか否か、及びどの程度備えなければならないかは、テレコミュニケーション法第88条及び同法に併せて公布される法規命令により定められる。

(2) 第1項第1文又は第3文により義務を負う者は、意図された制限措置の実施の前に、措

置の実施を委任されるべき者に対し、以下のことを行わなければならない。

1. 簡易な安全性審査を受けさせること。
2. 第17条による通知の禁止及び第18条による違反の可罰性について教示し、その教示は書面によること。

制限措置の実施は、第1文の規定により審査され、かつ教示された者のみが、委任を許される。第1項第1文又は第3文により義務を負う者は、1994年4月29日の、秘密事項の物質的及び組織的な保全のための一般行政規則（共通省公報674頁）の、付属書7の1.1節から1.4節まで、1.6節、2.1節及び2.3節から2.5節までの規定による秘密保全措置が行われることを確保しなければならない。

- (3) 第2項第1文第1号による安全性審査は、安全性審査法に準じてこれを実施しなければならない。州の法規が対照しうる規定を含む限りにおいて、同法は、州官庁による制限措置には適用されず、この場合、州の法規が準用されなければならない。連邦官庁による制限措置においては連邦内務省が権限を有し、その他の場合においては州法により定められた官庁が権限を有する。過去5年間に、既に、同水準又はより高水準の安全性審査を連邦法又は州法により受けた者に制限措置の実施を委任しなければならない場合、新たな安全性審査は行われるべきでない。

第2節 個々の場合における制限

第3条 前提

- (1) 第1条第1項第1号による制限は、何人かが次に掲げる罪を計画し、犯し、又は犯したと疑うに足る事実の根拠がある場合に、同号に掲げられた前提の下で命じることが許される。

1. 平和に対する反逆又は内乱の罪（刑法典第80条から第83条まで）

2. 民主主義的法治国家に対する危害行為の罪（刑法典第84条から第86条まで及び第87条から第89条まで並びに結社法第20条第1項第1号から第4号まで）

3. 反逆及び対外的安全に対する危害行為の罪（刑法典第94条から第96条まで及び第97a条から第100a条まで）

4. 国防に対する罪（刑法典第109e条から第109g条まで）

5. ドイツ連邦共和国に駐留する、ドイツ以外の北大西洋条約締約国の軍隊の安全に対する罪（1957年6月11日の第4次刑法改正法（連邦法律公報第I部597頁）第7条と関連して1968年6月25日の法律（連邦法律公報第I部741頁）の公布条文における刑法典第87条、第89条、第94条から第96条まで、第98条から第100条まで及び第109e条から第109g条まで）

6. 次に掲げる規定による罪

a) 刑法典第129a条及び第130条

b) 自由で民主的な基本秩序、連邦又は州の存立又は安全に対して向けられている限りにおいて、刑法典第211条、第212条、第239a条、第239b条、第306条から第306c条まで、第308条第1項から第3項まで、第315条第3項、第316b条第3項並びに第316c条第1項及び第3項

7. 外国人法第92条第1項第7号による罪

同様にして、何人かが、自由で民主的な基本秩序並びに連邦又は州の存立又は安全に対して向けられている罪を犯すことに目的又は行為が向けられている結社の構成員であると疑うに足る、事実の根拠がある場合に適用される。

- (2) 命令は、事案の解明が、他の方法によっては見込みがない、又は本質的に困難な場合においてのみ認められる。命令は、被疑者に対して、又は被疑者あて若しくは被疑者発の通

知を受け取り、若しくは転送していること、若しくは被疑者がその者の接触 (Anschluss) を利用していることが、一定の事実に基づいて推定される者に対してのみ、向けることを許される。郵送物に関連する措置は、当該郵送物が、命令が向けられた者から発信されたか又はその者にあてられたという見解が事実によって正当化された郵送物に関してのみ認められる。ドイツ連邦議会及び州の議会の構成員による議員郵便は、第三者に向けられた措置に含めることを許されない。

第4条 検査、標識付与及び消去の義務、伝達、目的拘束

- (1) 情報収集にあたる官署は、遅滞なく及びその後6月を超えない間隔で、収集した個人関連データが、自らの任務の範囲内で、単独で又は既存のデータと共に、第1条第1項第1号で定められた目的に必要なか否かを検査する。データは、この目的に必要な限りにおいて、かつ他の官署への伝達のために必要とされない限りにおいて、遅滞なく、裁判官職に就くための資格を有する職員の監督の下で消去しなければならない。消去は記録しなければならない。データが、第12条第1項による告知のために、又は制限措置の適法性の裁判上の再検査のために重要であり得る限りにおいて、消去は行われぬ。この場合、データの利用は差し止められなければならない。この目的のためにのみ利用することを許される。
- (2) 残置すべきデータには標識を付さなければならない。標識は、伝達の後、受領者によって維持されなければならない。データは、第1条第1項第1号に定められた目的、及び第3項に定められた目的のために利用することを許される。
- (3) 官庁の長又はその代理人は、制限措置の秘

密保持を危うくさせないために不可欠であり、基本法10条審査会、又は州の官庁による伝達に関しては州法による管轄官署が同意した場合には、伝達に際し、標識を付さないよう命じることができる。遅滞のおそれがある場合には、命令は、同意の前にこれを下すことができる。同意が拒否された場合、標識は、伝達受領者によって遅滞なくこれを事後に付さなければならない。伝達を行う官庁は、受領者に対しこれについて知らせなければならない。

- (4) データは、受領者の任務の履行のために必要である限りにおいて、次に掲げることのためにのみ伝達することが許される。
 1. 次のいずれかの場合における犯罪の阻止又は解明のため
 - a) 何人かが、第3条第1項に挙げられた罪の一を計画し又は犯していると疑うに足る、事実の根拠がある場合
 - b) 何人かが第7条第4項第1文に挙げられたその他の罪の一を計画し又は犯しているとの嫌疑を根拠付ける一定の事実がある場合
 2. 何人かが第1号で掲げられた罪を犯しているか又は犯したとの嫌疑を根拠付ける一定の事実がある場合には、犯罪の訴追のため
 3. 基本法第21条第2項第2文による手続又は結社法第3条第1項第1文による措置の準備及び実施のため
- (5) 伝達を許された個人関連データに、当事者又は第三者のそれ以外のデータが、文書内で、分離が不可能又は正当化できない費用を伴ってのみ分離可能な状態で結合している場合には、これらのデータの伝達も認められるが、これらのデータを利用することは認められない。伝達については、伝達する官署の、裁判官職に就くための資格を有する職員が決定を

下す。伝達はこれを記録しなければならない。

(6) 受領者は、伝達されたデータを、その履行のために当該データが自らに伝達されたところの目的のためにのみ、利用することを許される。受領者は、伝達されたデータがこの目的に必要なかを、遅滞なく、かつ、その後6月を超えない間隔で検査する。第1項第2文及び第3文が準用される。受領者は、消去が行われたことを、伝達した官署に遅滞なく報告する。

第3節 戦略的制限

第5条 前提

(1) 連邦情報局の申立てに基づく、国際的なテレコミュニケーション関係（Telekommunikationsbeziehungen）のための第1条による制限措置は、伝送がまとめて行われる限りにおいて、命じることができる。個別のテレコミュニケーション関係は、第10条第1項により権限を有する連邦省によって、議会監督委員会の同意を得て定められる。第1文による制限は、次に掲げることの危険を適時に認識し、かつこのような危険を防止するために知ることが必要な事態についての情報を収集するためにのみ認められる。

1. ドイツ連邦共和国に対する武力攻撃
2. ドイツ連邦共和国に直接的に関係する国際的なテロリズム攻撃
3. 兵器の管理に関する法律の意味における兵器の国際的な拡散並びに重大な意味を有する場合における商品、データ加工プログラム及び技術に関わる不法な対外経済取引
4. 僅少でない量の麻酔剤の、ドイツ連邦共和国への権限のない運び込み
5. 外国で行われた通貨偽造による、ユーロ通貨圏における貨幣価値安定への損害
6. 重大な意味を有する場合の国際的組織的資金洗浄

(2) テレコミュニケーション関係の制限に際しては、連邦情報局は、事案の解明のための命令で掲げられた危険領域について定められ、かつ適切な探索概念のみを用いることが許される。探索概念は、特定のテレコミュニケーション接続（Telekommunikationsanschluss）の把握を目的とした同定指標を含むことは許されない。これは、ドイツ国籍を有する者が所有者又は通常の利用者である接続を標的とした把握が排除される限りにおいて、外国におけるテレコミュニケーション接続には適用されない。実施は記録しなければならない。記録データは、専らデータ保護管理の目的で用いることを許される。記録データは、記録年に続く暦年の終わりに消去しなければならない。

第6条 検査、標識及び消去の義務、目的拘束

(1) 連邦情報局は、遅滞なく及びその後6月を超えない間隔で、収集した個人関連データが、自らの任務の範囲内で、単独で又は既存のデータと共に、第5条第1項第3文で定められた目的に必要なかを検査する。データは、この目的に必要なでない限りにおいて、かつ他の官署への伝達のために必要とされない限りにおいて、遅滞なく、裁判官職に就くための資格を有する職員の監督の下で消去しなければならない。消去は記録しなければならない。第1文による最初の検査の場合のほか、データが、第12条第2項による告知のために、又は制限措置の適法性の裁判上の再検査のために重要であり得る限りにおいて、消去は行われぬ。この場合、データの利用は差し止められなければならない。この目的のためにのみ利用することを許される。

(2) 残置すべきデータには、標識を付さなければならない。伝達の後、受領者によって標識は維持されなければならない。データは、第

5条第1項第3文に挙げられた目的で、かつ第7条第1項から第4項までによる伝達のためにのみ利用することを許される。

第7条 連邦情報局による伝達

(1) 第5条による制限により収集された個人関連データは、連邦情報局法第12条により、第5条第1項第3文に挙げられた危険についての報告のために伝達することを許される。

(2) 第5条による制限により収集された個人関連データは、次のいずれかの場合には、連邦及び州の憲法擁護官庁並びに軍事防諜局に伝達することを許される。

1. 当該データが、暴力の使用若しくは暴力の使用に向けた予備的行為によって、連邦憲法擁護法第3条第1項第1号及び第3号に挙げられた保護法益に対して向けられた、ドイツ連邦共和国内における行為に関する情報の収集並びに評価に必要であるという事実の根拠がある場合

2. 外国の勢力のための、安全を脅かす行為又は諜報的な行為の、嫌疑を根拠付ける一定の事実がある場合

(3) 第5条第1項第3文第3号と関連して同条第1項第1文による制限によって収集された個人関連データは、次のいずれかに従い、当該データの知見が必要であるという事実の根拠がある場合、連邦輸出局（BAFA）に伝達することを許される。

1. 対外経済取引の制限の履行にとって重要な状況について、当該対外経済取引に関与する者を解明するため

2. それにより商品の輸出のための許可義務が根拠付けられる限りにおいて、手続の範囲内において輸出法上の許可を付与するため、若しくは対外経済取引に関与する者を報告するため

(4) 第5条による制限により収集された個人関

連データは、次のいずれかの場合には、犯罪を阻止するために、警察任務を委任された官庁に伝達することを許される。

1. 何人かが、以下の罪に当たることを計画し又は犯したと疑うに足る、事実の根拠がある場合

a) 刑法典第129a条、第146条、第151条から第152a条まで又は第261条による罪

b) 対外経済法第34条第1項から第6項まで、第8項、及び第35条、並びに戦争兵器の管理に関する法律第19条から第21条まで、又は第22a条第1項第4号、第5号及び第7号による罪

c) 麻醉剤法第29a条第1項第2号、第30条第1項第1号及び第4号、又は第30a条による罪

2. 何人かが、以下の罪に当たることを計画し又は犯したとの嫌疑を根拠付ける一定の事実がある場合

a) 第3条第1項第1文第1号から第5号まで、第7号、並びに第2文、又は刑法典第129a条第1項に掲げられた罪

b) 刑法典第130条、第181条、第249条から第251条まで、第255条、第315b条第3項、又は第316a条による罪

何人かが第1文に掲げられた罪を犯し又は犯したとの嫌疑を根拠付ける一定の事実がある場合、データは、犯罪の訴追のために、管轄官庁に伝達することを許される。

(5) 伝達は、受領者の任務の履行に必要な限りにおいてのみ認められる。伝達を許された個人関連データに、当事者又は第三者のそれ以外のデータが、文書内で、分離が不可能又は正当化できない費用を伴ってのみ分離可能な状態で結合している場合には、これらのデータの伝達も認められるが、その利用は認められない。伝達については、連邦情報局の、裁判官職に就くための資格を有する職員が決

定を下す。伝達はこれを記録しなければならない。

- (6) 受領者は、データを、その履行のために当該データが自らに伝達されたところの目的のためにのみ、利用することを許される。受領者は、伝達されたデータがこの目的に必要なかを、遅滞なく及びその後6月を超えない間隔で検査する。第6条第1項第2文及び第3文が準用される。

第8条 外国における人の身体又は生命への危険

- (1) 個々の場合において存在する、外国における人の身体又は生命への危険を、適時に認識するため又は防止するために必要であり、かつ、それによってドイツ連邦共和国の利害に、直接的に、特殊な方法でかわる場合には、連邦情報局の申立てに基づき、第1条にしたがった制限は、第5条第1項第1文の意味における国際的なテレコミュニケーション関係のために命じることを許される。第5条第1項第2文が準用される。
- (2) 議会監督委員会の同意のためには、その構成員の3分の2の多数を必要とする。決定は、遅くとも2月後には失効する。新たな決定は、決定の前提が持続している限りにおいて認められる。
- (3) 命令は、事案の解明が、他の方法によっては見込みがない、又は本質的に困難な場合にのみ認められる。連邦情報局は、命令で掲げられた危険に関する情報を獲得するために定められ、かつ、適切な探索概念のみを利用することが許される。第5条第2項第2文から第6文までが準用される。
- (4) 連邦情報局は、遅滞なく、かつ、その後6月を超えない間隔で、収集した個人関連データが、自らの任務の範囲内で、単独で又は既存のデータと共に、第1項で定められた目的に必要なかを検査する。データは、

この目的に必要な限りにおいて、遅滞なく、裁判官職に就くための資格を有する職員の下で消去しなければならない。消去は記録しなければならない。第6条第1項第4文及び第5文並びに第2項第1文及び第2文が準用される。データは、第1項、第5項及び第6項に挙げられた目的のためにのみ利用することを許される。

- (5) 収集された個人関連データは、連邦情報局法第12条により、第1項に挙げられた危険に関する報告のために伝達することを許される。
- (6) 収集された個人関連データは、何人かが、第1項に掲げられた危険の発生又は維持に寄与する罪を、計画し又は犯しているとの嫌疑を根拠付ける事実がある場合には、犯罪を阻止するために、管轄官庁に伝達することを許される。データは、何人かが、第1文に掲げられた罪を犯し又は犯したとの嫌疑を根拠付ける一定の事実がある場合、犯罪の訴追のために、管轄官庁に伝達することを許される。第7条第5項及び第6項が準用される。

第4節 手続

第9条 申立て

- (1) 本法による制限措置は、申立てに基づき命じることを許される。
- (2) 次に掲げる官庁は、自らの業務の範囲内で、当該官庁の長又はその代理によって、申立てを行う権限を付与される。
1. 連邦憲法擁護庁
 2. 州の憲法擁護官庁
 3. 軍事防諜局
 4. 連邦情報局
- (3) 申立ては、書面をもってこれを行い、かつ理由を付さなければならない。申立ては、命令に必要な全ての申立事項を含んでいなければならない。第3条及び第8条の場合、申立

者は、事案の解明が、他の方法によっては見込みがない、又は本質的に困難であることを説明しなければならない。

第10条 命令

- (1) 制限措置の命令を下す権限を有するのは、州の憲法擁護官庁の申立てに際しては管轄の州最高官庁、その他の場合においては連邦首相により委任された連邦省とする。
- (2) 命令は、書面で発せられる。命令では、命令の根拠、及び傍受の権限を付与される官署を明示し、かつ制限措置の種別、範囲及び期間を定めなければならない。
- (3) 第3条の場合においては、命令は、制限措置が向けられるものを明示しなければならない。テレコミュニケーションの傍受に際しては、電話番号又はテレコミュニケーション接続のその他の識別手段を明示しなければならない。
- (4) 第5条及び第8条の場合においては、探索概念を命令の中で指定しなければならない。さらに、情報の収集領域及び制限の基礎となる伝送経路を掲げなければならない。また、当該伝送経路において使用可能な伝送容量の、どれだけの割合の傍受が許されるかを定めなければならない。第5条の場合においては、この割合は最大で100分の20とすることが許される。
- (5) 第3条及び第5条の場合においては、命令には、最長で3月までの期限を付さなければならない。それぞれの長さが3月を超えない延長は、命令の前提が持続している限りにおいて、申立てに基づき認められる。
- (6) 命令は、第2条第1項第1文又は第3文により義務を負う者に通知しなければならないが、これは、その義務の履行を可能にするために必要な場合に限られる。命令が、当該人物の協力無しに実施可能な場合には、通知は

行われぬ。

- (7) 連邦憲法擁護庁は、州の憲法擁護官庁に対し、当該州の領域で行われた制限の命令について報告する。州の憲法擁護官庁は、連邦憲法擁護庁に対し、自らの領域で行われた制限の命令を通知する。

第11条 実施

- (1) 命令の結果生じる制限措置は、命令の根拠となる申立てを行う官庁の責任の下で、かつ裁判官職に就くための資格を有する職員の監督の下で、行われなければならない。
- (2) 措置は、もはや必要ではなくなった場合又は命令の前提がもはやなくなった場合には、遅滞なく終了しなければならない。終了は、命令を下した官署、並びに命令を通知された、第2条第1項第1文又は第3文により義務を負う者に通告しなければならない。義務を負う者への通告は、命令が、当該義務を負う者の協力無しに実施される場合には行われぬ。
- (3) 開封及び閲覧のために引き渡された郵便物は、郵便物の往来に、遅滞なく再び繰り入れなければならない。電報を郵便物の往来から抽出することは許されない。閲覧の権限を有する官署には、電報の写しを渡さなければならない。

第12条 当事者への告知

- (1) 第3条による制限措置は、制限の目的が危険にさらされることがなくなった場合、制限措置の停止の後に当事者に告知しなければならない。この前提が存するか否かをその時点において判断し得ない場合には、告知は、制限の目的が危険にさらされることがなくなった時、直ちに行われなければならない。基本法10条審査会が、次に掲げることを確定した場合には、告知は必要とされない。

1. 措置の終了から5年を経過した後にもなおこの前提が生じないこと。
 2. この前提が確実性に近い蓋然性をもって将来においても生じないこと。
 3. 受領者においても、又は情報の収集にあたる官署においても消去の前提が存すること。
- (2) 個人関連データが遅滞なく消去されない限りにおいて、第1項は、第5条及び第8条による制限措置に準用される。5年の期限は、個人関連データの収集から起算する。
- (3) 告知は、命令の根拠となる申立てを行う官庁に課せられた義務とする。個人関連データを伝達する場合、告知は、受領者の了解を得てこれを行う。

第13条 出訴の途

第3条及び第5条第1項第3文第1号による制限措置の命令、及び当該命令の執行に対しては、当事者への告知以前の出訴の途は認められない。

第5節 統制

第14条 議会監督委員会

- (1) 第10条第1項による制限措置の命令を下す権限を有する連邦省は、6月を超えない間隔で、議会監督委員会に対し、本法の実施について報告する。同委員会は、ドイツ連邦議会に、毎年、第3条、第5条及び第8条による措置の実施、種別及び範囲についての報告を行い、その際、監督委員会法第5条第1項の原則を顧慮しなければならない。
- (2) 遅滞のおそれがある場合には、第5条及び第8条による決定への同意は、議会監督委員会の委員長及びその代理人によって、暫定的に与えることができる。議会監督委員会の同意は、遅滞なくこれを求めなければならない。暫定的同意は、遅くとも2週間後には失効す

る。

第15条 基本法10条審査会

- (1) 基本法10条審査会は、裁判官職に就くための資格を有しなければならない委員長、3名の委員、並びに発言権及び質問権を有して会議に参加することができる4名の代理構成員で構成される。可否同数の場合は、委員長の投票で決定が下される。基本法10条審査会の構成員は、その職務の執行において不羈独立であり、指示には服さない。構成員は、公的な名誉職とし、連邦政府の意見を聴取した後、ドイツ連邦議会の一被選期間の間、任期が、審査会構成員の新規決定によって初めて、しかしながら遅くとも選挙期終了の3月後には終了するという基準に従って議会監督委員会によって任命される。
- (2) 基本法10条審査会の審議は秘密とする。審査会の構成員は、審査会での活動に際し知るところとなった事項の秘密保持を義務付けられる。これは、審査会を退いた後についても適用される。
- (3) 基本法10条審査会については、その任務の履行に必要な人的設備及び物的設備を自由に使用できるようにしなければならない。それらの設備は、ドイツ連邦議会の個別予算の中に別個に記載しなければならない。審査会には、技術的専門知識を有する協力者を、自由に使用させなければならない。
- (4) 基本法10条審査会は、少なくとも1月に1度召集される。基本法10条審査会は、議会監督委員会の同意を必要とする議事規則を制定する。同意の前に、連邦政府の意見を聴取しなければならない。
- (5) 基本法10条審査会は、職務上又は異議申立てに基づき、制限措置の許容及び必要性について決定する。審査会の統制権限は、当事者への告知に関する決定を含め、本法に従って

連邦の情報機関によって獲得される個人関連データの収集全体、加工及び利用に及ぶ。審査会及びその協力者には、その際、特に、次のことが認められる。

1. 審査会の問題に関する情報を提供すること。
2. 全ての資料、特に制限措置と関係がある、蓄積されたデータ及びデータ加工プログラムの閲覧を許されること。
3. いかなる時でも全ての執務室への立入りを許されること。

審査会は、連邦データ保護監察官に、データ保護の問題において意見表明の機会を与えることができる。

(6) 管轄連邦省は、毎月、基本法10条審査会に対し、自らが命じた制限措置について、その執行前に報告する。遅滞のおそれがある場合には、管轄連邦省は、審査会への報告の前においても制限措置の執行を命じることができる。審査会が不許可又は不必要と表明した命令については、管轄連邦省は遅滞なくこれを取り消す。第8条の場合において、命令が3日以内に審査会によって承認されないとき、当該命令は失効する。審査会の決定がこの期間内には不可能な場合、承認は、委員長又はその代理によって仮に与えられ、遅滞なく審査会の承認が事後に行われなければならない。

(7) 管轄連邦省は、毎月、基本法10条審査会に対し、第12条第1項及び第2項による連邦官庁による告知について、又は告知を妨げている根拠について、報告する。審査会が告知を必要とみなした場合、告知は遅滞なく行われなければならない。州官庁の了解が必要である限りにおいて、第12条第3項第2文はそのままとする。

第16条 州における議会による統制

第10条第1項による制限措置の命令を下す権限を有する州最高官庁に対する議会による統制、及び当該州最高官庁によって命じられた制限措置の審査は、州の立法機関によって定められる。個人関連データは、その加工及び利用の統制が州の立法機関によって定められている場合にのみ、州官庁に伝達することを許される。

第6節 罰則及び過料規定

第17条 通知の禁止

- (1) テレコミュニケーションが、本法又は刑事訴訟法第100a条若しくは第100b条により傍受される場合、その事実を、業としてテレコミュニケーション役務を提供し又はこのような役務の提供に協力する者によって他人に通知することは許されない。
- (2) 第2条第1項第1文又は第3文による郵送物の引渡しに命じられる場合、その事実を、引渡しの義務を負い、又は郵送物の送達を委任され、又はそれに協力する者によって、他人に通知することは許されない。
- (3) 第2条第1項による情報の要請又は情報の提供が行われた場合、その事実、要請内容又は提供情報を、回答義務を負い、又は回答を委任され、又はそれに協力する者によって他人に通知することは許されない。

第18条 違反行為

第17条に違反して通知を行った者は、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

第19条 秩序違反

- (1) 次に掲げる者は、秩序違反行為を行ったものとする。
 1. 第2条第1項第1文又は第3文により執行を認められた命令に違反した者
 2. 第2条第2項第2文に違反して委任を行った者

3. 第2条第2項第3文に違反して秘密防護措置が行われることを確保しなかった者
- (2) 秩序違反行為には、3000マルクまでの過料を科すことができる。
- (3) 秩序違反法第36条第1項第1号の意味における過料官庁は、第10条第1項による権限を有する官署とする。

第7節 末尾規定

第20条 補償

第1条第1項により権限を与えられた官署は、第2条第1項による履行に対し、証人及び鑑定人の補償に関する法律第17a条により範囲が見積もられた補償を認めなければならない。

第21条 基本権の制限

信書、郵便及び電信電話の秘密の基本権（基本法第10条）は、本法により制限される。

（わたなべ ただし・海外立法情報課）